

質問	回答
<p>新しく追加された使用前自己確認の項目には、どのような項目がありますか？</p>	<p>新しく追加された確認項目は、主に支持物や構造物に関するものです。 太陽電池発電設備の場合は、「設計荷重の確認」「支持物構造の確認」「部材強度の確認」「使用材料の確認」「接合部構造の確認」「基礎及びアンカー強度の確認」「土砂の流出及び崩壊の防止に係る確認」等が追加されています。 風力発電設備の場合は、「侵入防止措置の確認」「風車の安全停止の確認」「風車の雷保護装置の確認」「圧油装置及び圧縮空気装置の耐力の確認」「風車を支持する工作物のタワーの確認」「風車を支持する工作物の基礎の確認」等が追加されています。</p>
<p>使用前自己確認を行うための資格は必要ですか？ 講習会を受講し、修了証を取得しなければ、使用前自己確認の業務はできないのですか？</p>	<p>使用前自己確認とその結果の届出書の作成に免許や資格は法令上、必須とはしておりません。しかし、感電等災害防止の観点から電気工事士等、電気知識を有する者が確認を実施することが推奨されます。 また、同様に講習会を受講し、修了証を取得することは必須ではありません。ただし、講習会では新しく追加される構造的リスクに関する使用前自己確認のポイントを詳細に解説しますので、使用前自己確認の結果の届出書を作成される方は、講習会を受講が推奨されます。なお、講習会修了者については、特設ページ (https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/) で氏名・所属を公表しているため、適宜ご参考とされたく存じます。</p>
<p>太陽電池発電設備の使用前自己確認結果の届出に添付しなければならない書類とはどのようなものですか？</p>	<p>まず、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」で定める別紙様式を添付ください。その上で電気事業法施行規則別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類を提出いただきます。なお、④については、指定地域に立地される場合に提出いただくものです。（括弧内参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発電所の概要を明示した地形図 ②主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 ③発電方式に関する説明書 ④支持物の構造図及び強度計算書（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域に設置する場合に限る。）

質問	回答
<p>風力発電設備の使用前自己確認結果の届出に添付しなければならない書類とはどのようなものですか？</p>	<p>まず、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」で定める別紙様式を添付ください。その上で、電気事業法施行規則別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類になります。以下は例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書 ②振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に同法第2条第1項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書 ③発電所の概要を明示した地形図 ④主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図 ⑤単線結線図 ほか、省令において指定され当該発電設備に該当するもの ⑥発電方式に関する説明書 ⑦風車の構造図及び強度計算書 ⑧支持物の構造図及び強度計算書 ⑨雷撃からの風車の保護に関する説明書 ⑩風車の回転速度が著しく上昇し、又は風車の制御装置の機能が著しく低下した場合において風車を安全かつ自動的に停止させるための措置に関する説明書（常用電源の停電時の措置を含めて記載。） ⑪電気設備のうち当該発電設備に該当するもの ⑫制御方法に関する説明書